

## 日本気象学会関西支部発表賞について(規約の補足)

日本気象学会関西支部発表賞を以下のとおり運用する。

### 授賞対象:

支部研究発表会において優れた発表を行った支部会員のうち、原則として研究を本務としない若手研究者(各地区(近畿、中国、四国)1名程度)。

※ 学生(大学生、大学院生)を優先的に対象とする。

※ 「若手」について、40歳未満とする。

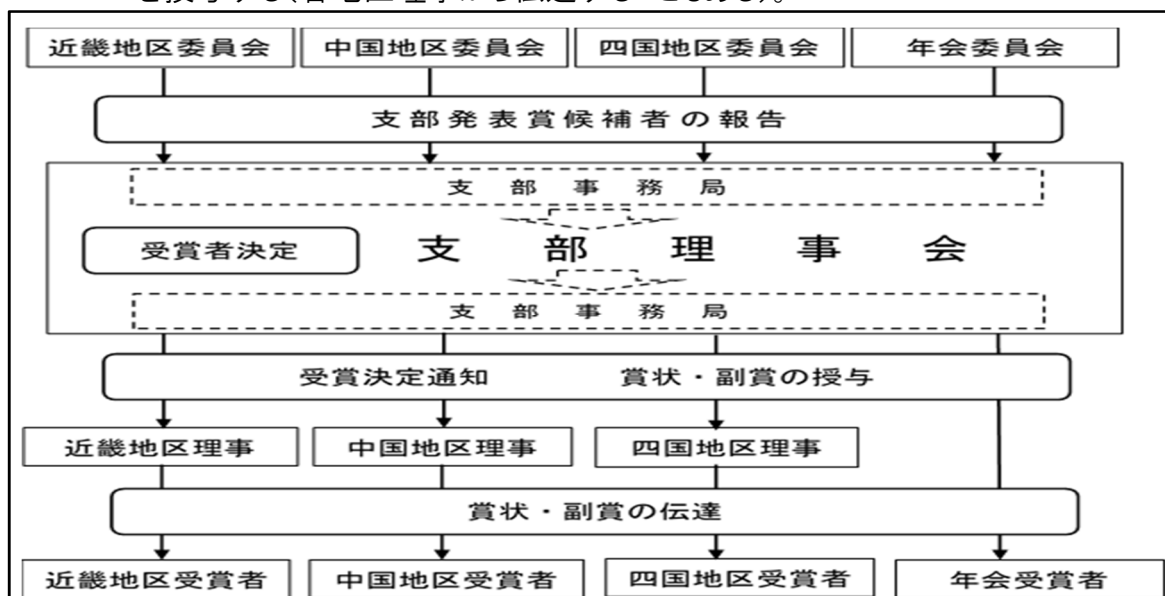
### 対象となる研究発表会:

各地区(近畿、中国、四国)例会とする。

年会は2017年度から休止しているが、復活した場合は年会も対象とする。

### 選考方法等:

- ① 支部発表賞候補者推薦委員会(以下「委員会」)を年会、各地区例会毎に設ける。
- ② 委員会メンバーは支部長が指名した常任理事及び地区理事とする。
- ③ 年会、各地区例会の委員会は、当日中に支部発表賞候補者を決定し、それぞれ支部理事会(支部事務局)に報告する。
- ④ 支部理事会において、候補者の中から受賞者を決定する。
- ⑤ 支部理事会は各受賞者に対し、授賞決定を通知するとともに、賞状及び副賞を授与する(各地区理事から伝達することもある)。



賞: 賞状、副賞(図書カード10,000円分)

予算: 年間50,000円程度

内訳 副賞 30,000~40,000円 賞状、その他 10,000円

## 日本気象学会関西支部発表賞授賞規約

2020年2月19日制定

(顕彰)

第1条 関西支部発表賞受賞者を下記の通りに選定する。

- 1 日本気象学会関西支部発表賞(以下「支部発表賞」という。)受賞者を選定するため、支部発表賞候補者推薦委員会(以下「委員会」という。)を設ける。
- 2 委員会は、支部長が指名した常任理事及び各地区理事をもって組織する。
- 3 委員会は、支部研究発表会において優れた発表を行った支部会員のうち、原則として研究を本務としない若手研究者若干名を選び、支部理事会に推薦する。
- 4 支部理事会は、委員会から推薦された者の中から、受賞者を決定する。

第2条 支部発表賞は賞状・副賞(賞品)とし、これを受賞者に贈呈する。

(附則)

本規約は、2020年2月19日から施行し、初回の授賞は2020年度とする。